

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

#### 広島県公安委員会規則第11号

##### 広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号の4及び別記様式第6号の10中「記入し、押印してください」を「記入してください」に改め、「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この公安委員会規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この公安委員会規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。